

豊川市総合交通戦略作業部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 豊川市における総合的、戦略的な交通施策の推進を図るため、豊川市総合交通戦略（都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日）第三 1に規定する総合交通戦略をいう。）を策定するにあたり、関係各課等が行う施策を集約し、本市が行う都市交通施策の展開について、その方向性を検討するため、豊川市総合交通戦略作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を豊川市交通協議会設置要綱（令和6年4月1日施行）第1条に規定する豊川市交通協議会に報告、協議するものとする。

- (1) 総合交通戦略策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、部会長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 作業部会は、別表に掲げる部会員によって構成する。

(部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、市街地整備課を所管する都市整備部次長をもって充てる。

(会議等)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 作業部会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、都市整備部市街地整備課において処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が作業部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

別表（第2条関係）

豊川市総合交通戦略作業部会

部会長	都市整備部次長		
構成員	部名等	課名	職名
	企画部	企画政策課	(市) 原則として課長、補佐級の うち各課長から推薦された者 (事業者) 原則として事業者の代表者ま たは事業者の所属部長から推 薦された者
	福祉部	地域福祉課	
		介護高齢課	
	建設部	道路河川管理課	
	都市整備部	都市計画課	
		市街地整備課	
	名古屋鉄道株式会社 地域活性化推進本部 地域連携部	交通サービス担当	
	東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 管理部企画課	
	豊鉄バス株式会社 バス営業部	乗合営業課	
	豊鉄タクシー株式会社 営業部		
	豊川タクシー株式会社		
その他部会長が必要と認める課 及びオブザーバー			